

大切に受け継いでいきたい、  
「想い」があります。

# 想子想愛

そう し そう あい

[ 相続定期貯金 ]

ご利用いただける方

金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、  
相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人のお客さま。

上乗せ金利お取扱期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

**スーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示金利に次の金利を上乗せいたします。**

ご契約期間

3か月

店頭表示金利

**+年0.50%**

ご契約期間

6か月

店頭表示金利

**+年0.35%**

ご契約期間

1年

店頭表示金利

**+年0.20%**

※ 上記の上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。

※ 自動継続後の適用金利は満期日当日の当JA所定の店頭表示金利となります。また、金利環境の変化等により、  
上乗せ金利は見直しを行うこともあります。

※ 上乗せ金利適用期間中に中途解約される場合は、上記の上乗せ金利は適用されず、お預入日から解約日までは、  
当JA所定の中途解約利率が適用されます。

※ 店頭表示金利は店頭でご確認いただくか窓口にお問い合わせください。

詳しくはJA窓口  
お問い合わせください。

相続定期貯金

# 想子想愛

そう し そう あい

商品概要		
ご利用いただける方	相続人である個人の方 ※ 相続人であることを確認できる書類を提示いただきます。 ※ お預入れは、当JA本支店のうち、いずれか1店舗1契約のみとします。	
対象定期貯金	スーパー定期貯金(単利型)、大口定期貯金	
期間	3か月、6か月、1年 自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとします。	
預入方法等	預入方法	一括預入
	預入金額	1円以上(大口定期貯金は1,000万円以上) 当JAを含む金融機関の預貯金等、相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金の範囲内とします。
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用金利	預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、対象定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
	利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
	税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和20年1月1日からは、20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。
金利情報の入手方法	金利については、窓口にお問い合わせください。	
手数料	—	
付加できる特約事項	自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 (スーパー定期貯金(単利型)のみ)	
中途解約時の取扱い	スーパー定期貯金	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。
	大口定期貯金	満期日前に解約する場合は、以下の①および②により算出した中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)のうち、いずれか低い利率により計算した利息とともに払い戻します。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。 ① スーパー定期貯金の中途解約利率と同様に算出した利率 ・ 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 : 約定利率×50% ② 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注)基準利率については、JA窓口におたずねください。
貯金保険制度(公的制度)	保護対象	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0561-72-0033)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	